

## 「調布市環境基本計画（案）」に対するパブリック・コメント手続の実施結果

## 【パブリック・コメント手続の実施概要】

## 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和8年2月4日（水）～令和8年3月5日（木）
- (2) 周知方法 市報（令和8年2月5日号，2月20日号），市ホームページ，市公式 SNS（X，LINE）
- (3) 資料の閲覧場所 市役所8階環境政策課，公文書資料室，神代出張所，各図書館・各公民館・各地域福祉センター（深大寺・染地を除く），みんなの広場（たづくり1階），市民活動支援センター（市民プラザあくろす2階），教育会館，多摩川自然情報館
- (4) 意見の提出方法 氏名，住所，御意見を記入し，直接または郵送，FAX，Eメール，インターネット専用フォームで市役所環境政策課まで提出  
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

## 2 意見募集の結果概要

## (1) 意見提出件数：18件（8人）

## ＜提出意見の内訳＞

調布市環境基本計画 概要版（案）	1件
調布市環境基本計画 本編（案）	
第1章 計画策定の背景	1件
第2章 計画の基本事項	0件
第3章 目指す環境像と施策体系	1件
第4章 施策の展開	1件
基本目標1 いのちが息づく水と緑のまち	3件
基本目標2 快適さと美しさが調和する住みよいまち	5件
基本目標3 ゼロカーボンシティが実現するまち	2件
基本目標4 資源循環により環境負荷を低減するまち	1件

基本目標5 学び合う行動し合う共創のまち ..... 1件  
 第5章 重点プロジェクト ..... 0件  
 第6章 計画の推進体制 ..... 1件  
 その他, 計画全体について ..... 1件

(2) 提出意見と意見に対する市の考え方

※御提出いただいた意見の内容は、原則として、原文を基に記載しています。

No	項目	御意見の内容	市の考え方
1	調布市環境基本計画 概要版(案)	概要版はコンパクトでよいと思うが P.5 みどり率の説明があってもよい。緑被率との違い、なぜ、みどり率を採用するのか記述がない また、目標値の3.4. 1%はR1年度の数値である。目標値をさげるといふことの説明が必要ではないか。 2011年(H23)の数値でもあったと思う。	みどり率は河川等の水面、公園や緑地内で緑に覆われていない園路等の面積も含み、地域全体の面積に占める「みどり」の割合を示しています。そのため、地表が樹木や草でどれだけ覆われているかを評価する緑被率よりも緑の多面的な機能を捉えやすい指標となります。 都市化の進展が進む中であっても、公民連携による多角的な取組を通じて現状値の堅持に向けて前計画と同一の指標と目標値を設定し、現状からの回復を目指します。 なお、説明については、資料編にて解説します。
2	第1章 計画策定の背景	P.11 ③生態系 H23年度の生物多様性調査の数値があげられている。その後調査はしていないということか。データも変わっているのではないか。5年毎もしくは、少なくとも環境基本計画改定時には調査をすべき。現況ではないことは問題だと思う。調布市内の絶滅危惧種についても記載すべきではないか。	・P11 多摩川における定点の植生のモニタリングは毎年実施しておりますが、生物多様性調査は平成23年度が直近の結果となります。 今後、施策の方針1-2 生物多様性の保全・回復の中で推進していくことを検討しています。具体は、施策名①生きものの生息・生育状況の把握における定期的な調査の実施、②生物多様性の保全における生物多様性地域戦略の策定の検討を計画に位置付けています。

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		<p>P.16 コラム 特徴と課題を取り上げることはよい。水辺環境として、水田の減少も水辺環境の変化といえる。水田は、保水機能も高いことから、注目すべき。・気候変動については、雨水浸透施設の設置他、透水性舗装や、駐車場の雨水浸透施設の設置等の周知も必要と考える。</p>	<p>・P16 水田についても都市農地保全にむけた大切な視点の一つとして取組を推進していきます。また、気候変動に係る雨水浸透施設等に係る周知については、基本目標 1 の水と緑の保全・再生や基本目標 3 における気候変動への適応の推進、及び重点プロジェクトでも掲げるグリーンインフラに係る取組の中で進めていきます。</p>
		<p>P.17 取り組みの経緯 ・雑木林ボランティア講座は毎年開催しました。→ 開催しています。(現在進行形) ・農業公園の運営について、市民企画や市民参加での運営もありうるのではないかと。農福連携のモデルとしても活用できるのではないかと。多様な活用も必要。</p>	<p>・P17 雑木林ボランティア講座の表記についてはご意見のとおり修正しました。 農業公園の運営における多様な活用方策については今後の参考とさせていただきます。</p>
		<p>P.18 ◇多様な自然環境の活用 ・毎年実施している崖線ウォーク（緑と公園課）は市主催で、雑木林連絡会の団体も協力している。国分寺崖線の周知と、保全活動団体の活動も紹介している。そのようなイベント紹介も必要ではないかと。そこから、保全活動にも参加している市民もいる。 ・また、個別の団体だが、入間・樹林の会では、1丁目樹林地、農地、NTT研修センターをフィールドと毎年3月に子ども野鳥観察会を開催している。今年は、16名（子ども10名）参加している。市民の活動も広報してはどうか。</p>	<p>・P18 ◇多様な自然環境の活用 の中に崖線ウォークに関する記載を追記しました。 また、個別の環境団体の活動・取組の広報について検討します。</p>

No	項目	御意見の内容	市の考え方
3	第3章 目指す環境像と施策体系	<p><b>現在進行中の樹木の伐採計画を中止するために 市民の高い環境意識</b></p> <p>「水と緑と笑顔がおりなす持続可能なまち調布」の素晴らしいスローガンに感銘しています。その中で、市民意識調査では市民の7割は「地球温暖化の進行を危機的」と考えているとあり、また「緑の減少への危機感が高い」とあり、賢明な市民意識を誇りに思えました。</p> <p>施策をみると、「みどり率は現状の33.0%から34.1%」を目指しているのがわかります。</p> <p><b>調布基地跡保留地の樹木伐採計画の中止を</b></p> <p>詳しい内容・経緯は分かりませんが、貴重な豊かな緑あふれる西町の「調布基地跡保留地」の樹々を大量に伐採して、民間であるFC東京の練習場をつくる計画が進行中ということで、上記のように環境意識の高い心ある市民による反対運動がさまざまに展開されていますが、何としてもこのような公有地の大量の樹木伐採計画は調布市民として止めてもらいたいです。</p> <p><b>1分間にサッカー場22面分の森林が消失</b></p> <p>地球温暖化現象のすさまじいまま、地球の森林は1分間にサッカー場22面分の面積に相当する面積が失われているといわれています（2024年 米世界資源研究所による）。地球規</p>	<p>市の公共施設整備における全体の方針として、環境法令の遵守はもとより、整備する施設の目的となる機能が発揮できるよう、本計画の位置付け（P26）にあるとおり、市の最上位計画である総合計画をはじめ、公共施設等総合管理計画、地域防災計画や気候変動アクションプログラム（3月策定）などの関連する計画と整合を図ります。引き続き、周辺環境に配慮しつつ、緑の有する多面的な機能を活かすグリーンインフラや、安全・安心、脱炭素などの観点にも意を用いながら、組織横断的な連携により、進めて参ります。</p>

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		<p>模で山火事が増え、地球のあちこちでの戦闘による緑の喪失は計り知れません。こんな時に貴重な CO2 の吸収源である樹木を伐採するなど許しがたい計画です。よりよい緑地として市民と一緒に新たな整備計画をたてることを提案いたします。</p> <p><b>調布市も知恵を出して植林を</b></p> <p>ちなみに、欧州委員会の「2030 年に向けた EU 生物多様性戦略」では、30 億本の植林をすとうたっています。調布市も姉妹都市の木島平村と知恵を出し合って、森林環境税を使って木島平の荒地などに調布市民による植林をこそしたいと考えます。</p>	
4	第 4 章 施策の展開	<p>P.32 みどり率の目標数値については、概要版(No1)と同様</p> <p>P.35 施策と関係する主な取組と事業 透水性舗装の導入についてはとても大事、調布駅前広場、布田駅、国領駅前広場等の雨水浸透施設はどうなっているのか？透水性舗装をして、地下に浸透施設は設置されているべきだが、公共施設の整備時に調整しないのか。していれば、そのような駅前広場等、市民広場での雨水浸透等、アピールできるのではないか。まさしく、開発事業等における、地下水脈への配慮促進といえる。樹木の植生も雨水浸透といえる。グリー</p>	<p>・P32 No1 の回答と同様です。</p> <p>・P35 調布駅・布田駅・国領駅前広場等については透水性の遮断舗装（平板ブロック）で舗装しています。 また、公共施設を活用における雨水浸透施設やグリーンインフラのアピールについては、基本目標 1 の水と緑の保全・再生や基本目標 3 における気候変動への適応の推進、及び重点プロジェクトでも掲げるグリーンインフラに係る取組の中で進めていきます。</p>

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		<p>ンインフラとしても大事な視点。駅前広場は夏のヒートアイランドにもつながる。</p>	
		<p>P.36 コラム 調布市では水循環基本計画を策定しているのか？ただの案内だけか。今後策定するならばいつ頃策定するのか、等必要ではないか。ただの紹介に終わっていいのか。</p>	<p>・P36 「水循環基本計画」は水循環基本法に基づき、国（内閣官房水循環政策本部）が策定する、国全体の水循環の健全な維持・管理を目的とした、基本的な方針や施策を示す計画です。 この「水循環基本計画」に基づき、調布市環境基本計画の一部を「調布市流域水循環計画」として位置付けており、具体は施策名「水と緑の保全・再生」①水の保全・再生③「水辺と緑がおりなす伝統的な風景の保全・活用の副題で記載しています。</p>
		<p>P.37 コラム 同様に湧水について、実篤公園ではみられるが、世田谷区の三ツ池のように湧水の涵養を市民にわかるかたちで見せていくことも大事ではないか。へび姫の祠の湧水はみられないので、N T Tとも協力してできないか。</p>	<p>・P37 今後の湧水に関する施策の展開や取組の参考とさせていただきます。</p>
		<p>P.38 課題の捉え方で、崖線上や周辺の緑地保全を開発業者や住宅販売業者にも周知すべき。周辺住民だけでなく、崖線保全活動団体との協議もできるようにして欲しい。都市計画との連携が必要。</p>	<p>・P38 今後の緑の保全・創出に関する施策の展開や取組の参考とさせていただきます。</p>

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		<p>P.39 農地保全について 水田保全についても言及して欲しい</p>	<p>・P39 水田については緑の保全・創出に係る施策の方向に記載の「農地」に含まれており、具体は都市農地の保全として田畑をはじめ特定生産緑地地区の指定推進を計画に位置付けております。</p>
		<p>・P.40 雑木林管理を担う人材の育成と活用 緑と公園課主催の、ちようふ環境市民会議と雑木林連絡会参加団体が実施している崖線ウォーク（国分寺崖線）は、7年間実施して、国分寺崖線の周知や保全活動団体の周知、保全活動の必要性、崖線の地形の特徴、湧水保全、歴史等、市民ガイドが案内している。のべ、500人以上もの参加者があり、好評を博している。その中から、カニ山や入間・樹林地の会、カニ山の会、若葉3丁目緑地の会、わかば3・1会への保全活動への参加にも結び付いている。評価すべきではないか。</p>	<p>・P40 崖線ウォークについては好評であることを市としても把握しています。今後、その活動や成果について広報・周知できる機会を検討していくとともに今後の、緑の保全・創出の施策推進の参考とさせていただきます。 なお、コラムとして崖線ウォークの取組について、本計画(P41)に追記しました。</p>
		<p>P.41 コラム 取り組み紹介はよいが、仙川崖線緑地の中担い手は？市内に8団体あることなど紹介したほうがよいのではないかと？ その中で、人材育成の大切さもうたい、市民の理解が必要。落ち葉や落枝、市民にとっては迷惑なこともあるかもしれないが、緑の大切さをうたうときに、その反面の困ったこともあること、それを</p>	<p>・P41 基本目標 5 学び合い行動し合う共創のまちで位置付けています。具体は、施策の方向 5 - 2 環境の環の拡大①多様な主体による環境学習と活動の展開として計画に位置付けています。</p>

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		同時に解決していくためにどうするか、市民同士の協議の場も必要。	
		P.43 都市農地の保全にも水田の保全を入れて欲しい。	・P43 上記 P39 の考え方と同様です。
		P.47 崖線緑地における環境調査の実施 生物多様性観点からも崖線緑地の生物調査を継続して実施して欲しい。市民がしている調査（蝶・植生調査）も評価して活用すべきではないか。入間・樹林の会では、毎年3月に子ども野鳥観察会を実施している。今年は、16人（子ども10人）参加で自実施した。樹林地の周知や周辺の農地、NTT 研修センターなど観察地がたくさんあるので、市民の継続的な活動を周知して欲しい。P.49も同様	・P47 P49 崖線緑地における環境調査の実施については本計画に位置付けています。継続していきます。また、市内の生物調査に当たっては、生きものの生息・生育状況の把握の施策のうち「市民による調査の仕組みづくりと推進」の中で、市民や市民団体と協働の視点も踏まえて行うこととしてますが、市民が主体的に行っている調査の活用についても検討します。
5	第4章 施策の展開 基本目標1 いのちが息づく水と緑のまち	水辺環境、緑環境を守るために土地を買い取っていただき公有地が増えている事に感謝します。今後も、守るべきところが過度な開発に会わないようにお願いいたします。あとはその買い取った公有地をどう使うかだと思います。雑木林ならどんな雑木林にするのか、農地ならどう使うか。人によって色々な意見があると思います。畑が良い人田んぼが良い人、公園にしたい人。地元の人、農業をしている人。小学生、高齢者。「それぞれの意見や要望を聞いて今後の方向性を探る」仕組みづくりをするという計画も考えてほしい。深大寺・佐須地域について言えば、現状は、買い取った土地をそれなりには活用しています	本計画の基本目標1「いのちが息づく水と緑のまち」の実現に向け、様々な施策を展開していきます。併せて、地元農家の御意向を考慮しながら、基本目標5の施策「環境活動団体・個人の交流と連携の促進」の中で、深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用を市民や市民団体と協働により推進して参ります。

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		<p>が、使用していないスペースもあったり、年に何度かしか使っていなかったり、近くの方しか知らなかったり、、素晴らしい深大寺・佐須の里山を守り育てるために、一般市民は当然ですが農家の方や企業の方も入って、今後の方向性を見出す機会を作ってください。そういう組織を作ってください。それをこの計画の中に入れて下さい。</p>	
6	<p>第4章 施策の展開 基本目標1 いのちが息づく水と緑のまち (基本目標3 ゼロカーボンシティが実現するまち)</p>	<p>施策の方針 1-1 水と緑の保全・再生 ①水の保全・再生, 施策の方針 3-2 気候変動への適応 ①気候変動への適応策の推進に関連して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章計画策定の背景 (2) 国の動向 ③グリーンインフラ推進戦略 2023 では・・・雨庭・街路樹による雨水貯留が対策となり広げる方針と示されています。</li> <li>・近隣自治体である、世田谷区や八王子ではレインガーデン(雨庭)の設置促進の話を伺っております。</li> <li>・今回の環境基本計画(案)では、雨水浸透・貯留設備や透水性舗装導入を促進し、地下水の涵養や雨水流出抑制強化等、また気候変動への適応策の推進では主な事業として街路樹活用を通じたヒートアイランド対策の推進となっております。</li> <li>・しかし、雨水浸透・強雨時の一時的貯留効果や蒸発によるヒートアイランド対策効果があるとされている、<u>レインガーデン(雨庭)</u>の表現がありません。</li> </ul> <p>実際にレインガーデン(雨庭)を設置するには予算/費</p>	<p>基本目標1の水と緑の保全・再生や基本目標3における気候変動への適応の推進、及び重点プロジェクトの一つグリーンインフラの推進に係る取組の一つとして、レインガーデン(雨庭)に関連する事業も想定しています。</p>

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		用の問題があると思いますが、今後調布市においてもレインガーデン（雨庭）が道路の緑地帯や公園/公共用地等での設置促進が想定される様な表現で記載されることを望みます。	
7	第4章 施策の展開 基本目標1 いのちが息づく水と緑のまち	あいかわらず「保全・再生」という表現にとどまっている言葉は、ちょっと弱いのでは？という気がしています。もっと変化を感じ取られるような言葉使いに変更して、市政として取り組む姿勢に意識改革が必要と表してみてはいかがでしょうか？ 2050年R32年目標からの逆算でR22マイルストーン目標を算出している表現が必要だと思います。「水と緑の保全・再生」の目標は、例えば「公共が保全する緑の面積」152.63ha→163ha（R22年）とありますが、R32年の2050年までの目標値から逆算して、この数字が達成できれば、気温1.5℃低減に達成するのでしょうか？ 緑率33%→34.1%(R22)→？%、R32(2050)達成目標で、気候変動がなくなるのでしょうか？	<p>施策の方針1-1「水と緑の<b>保全・再生</b>」の表現については「市内における水や緑の自然環境を現在の豊かで健全な状態のまま将来に継承すること及びこれまでの自然環境を再生し、豊かな自然環境を目指す意味合いが含まれています。このうち施策②「緑の<b>保全・創出</b>」のとおり緑に係る施策については再生にとどまらず、「<b>創出</b>」を掲げています。</p> <p>ご意見の環境指標の目標値については、あくまで令和17年度までの目標値として記載しています。令和R32(2050)年度の達成目標との連動性については今後の各施策の推進状況を踏まえ、以降の計画策定や改定の都度に検討していきます。</p>
8	第4章 施策の展開 基本目標2 快適さと美しさが調和する住みよいまち	<p>多摩川に向かう彫刻のある散歩路や周辺道路に、犬の糞を放置する飼い主がいる。</p> <p>糞をよく観察すると、違う犬種のものが数種類あり、複数の飼い主がいることがわかる。</p> <p>非常に不快で、糞だけに憤慨している。飼い主としての責任を放棄し、他の人がどんなに不快な思いをするか考えもしない、不届き者が数多くいる。そのような者に生き物を飼う資格はない！</p> <p>快適な空間の確保や道路美化を実現する上で、このようなマ</p>	都市美化の推進には、ペットの飼い主のマナー向上が重要です。広報・啓発を通じ、都市美化の推進を進めて行きます。

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		<p>ナーを守れない者は罰する必要があると考える。</p> <p>渋谷区がゴミのポイ捨て対策として条例で過料を科すとの事で、調布市においては、糞の放置を禁止する条例の制定を望む。また、悪質で常習性のある飼い主には警察による取り締まり強化を求める。</p>	
9	<p>第4章 施策の展開</p> <p>基本目標2</p> <p>快適さと美しさが調和する住みよいまち</p>	<p>タバコ産業の関与防止（FCTC 第5条3項）</p> <p>調布市の喫煙対策等を含む環境施策においては、健康被害や受動喫煙防止の観点から、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（以下 FCTC）第5条3項およびそのガイドラインに基づき、市として、タバコ産業やタバコ屋その利益代表団体との協力を一切行わないようにしてください。FCTC 第5条3項は、公衆衛生政策の策定・実施においてタバコ産業の商業的利益や影響を排除しなければならない義務を各締約国に課しています。すなわち、「公衆衛生政策に関してたばこ産業またはその利益を代弁する者と協力しないこと」が国際的義務として規定されています。同条項のガイドラインは、タバコ産業の利益と公衆衛生政策の利益は根本的に相容れないことを指摘し、政策形成過程における産業の関与を制限することを明示しています。タバコ産業の関与は、公衆衛生の向上を目的とした政策の効果を減じるリスクがあります。この国際的枠組みに沿い、自治体レベルでもタバコ産業の介入を排除することが、受動喫煙対策や市民の健康保護の実効性を高めるうえ</p>	<p>市は、都市美化の推進に向け、各種クリーン作戦やキャンペーンを通じて、市民・市民団体、市内事業者と連携しながら清掃活動を通じて、たばこのポイ捨てや受動喫煙の防止に向けた啓発を行っています。引き続き、調布市都市美化の推進に関する条例や調布市受動喫煙防止条例に基づき、ポイ捨て防止と受動喫煙防止の重要性への理解促進を図り、うるおいのあるまちづくりを推進して行きます。</p>

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		で必要不可欠であると考えます。	
10	<p>第4章 施策の展開</p> <p>基本目標2 快適さと美しさが調和する住みよいまち</p>	<p>公衆喫煙所の設置は受動喫煙防止の効果が限定的であるため慎重に</p> <p>路上喫煙対策として公衆喫煙所の設置がタバコ販売を推進したい側から強く求められています。違反喫煙防止 や受動喫煙防止の観点から当該設置は慎重に判断すべきです。国内外の研究では、喫煙対策として禁煙・全面禁煙政策が受動喫煙曝露を減少させる効果が確認されています（例：公共・職場・飲食店等での全面禁煙で受動喫煙曝露が大幅に低減）。一方で、公衆喫煙所（屋外喫煙所）の設置に関しては、その周囲における微小粒子状物質（PM2.5）の濃度上昇や煙の拡散が観測されており、周囲の通行人への受動喫煙曝露がゼロにはならない事例が報告されています。また、研究によっては公衆喫煙所の設置そのものが、喫煙者の行動変容や路上喫煙防止に十分に寄与していない可能性が指摘されています（利用場所の不一致や配置の課題等）。以上の知見から、公衆喫煙所は一時的な喫煙場所を提供するものの、根本的な受動喫煙防止や違反喫煙の抑止効果は限定的であり、全面禁煙の方針や受動喫煙が発生しない公共空間づくりを優先すべきと考えます。</p>	<p>市では、令和元年7月から施行した調布市受動喫煙防止条例に基づき、人が多数集まる駅前広場やその周辺の路上を「路上等喫煙禁止区域」とし、調布駅周辺では、路面表示やサイン等の設置により周知を図るとともに、朝夕の通勤時間帯や夜間のパトロールを実施して、受動喫煙防止や都市美化に努めております。</p> <p>公衆喫煙所については、空気清浄機などの設備を設置しても、現在の技術では完全にガス状の有害物質を取り除くことができません。また、人の出入りの際に有害物質を含む煙が外に漏れ出すため、閉鎖型の喫煙所であっても周囲の受動喫煙は防げないと言われています。受動喫煙防止の徹底により全ての市民の健康を守る観点から、市では公衆喫煙所を設置する考えはありません。</p> <p>今後も、市報、市ホームページ、啓発チラシなどの各種媒体や、駅周辺のパトロールの機会を通じて、受動喫煙防止について周知・啓発に努めるとともに、駅周辺における都市美化の視点として、引き続き、公共の場所の美観維持のため、関係機関や市民団体等と連携しながらポイ捨て対策をはじめとする都市美化の推進を図ります。</p>

No	項目	御意見の内容	市の考え方
1 1	第4章 施策の展開 基本目標2 快適さと美しさが調和する住みよいまち	・国領・布田の京王線南側、品川道までの第二小学校エリアには広い公園がありません。事業計画には新しい公園をつくる計画は残念ながら入っていませんので、入れてほしいです。以前は仲良し広場が第二小学校北側にありましたが相続でなくなりました。ポッポ道の計画で、まちづくり課へ線路跡地で遊具を置けるように依頼したのですが、ここは道路扱いなので遊具は置けませんと一刀両断されてしまいましたのがとても残念です。ぜひこのエリアで広い公園を作ってください。このエリアだけが調布市で緑が少なく公園難民になっています。→市民に公平平等に「暮らしの中で感じられる緑を住まいの近くに提供する」という施策も伏線として入れてほしいです。（環境に直接関係ありませんが、） ・ボール遊びができる公園が調布市では飛行場公園くらいしかありません。野川公園＝都立公園 神代団地公園＝UR 管理 の2か所は便利です。もっとボール遊びもできる公園を増やしてほしいです。	緑の基本計画では6つの施策方針の1つに公園の適正配置を位置付け、新たな公園の整備や民間開発による提供公園などの施策を推進しています。 また、ボール遊びのできる公園は、市内12箇所に設置し、公園周辺の生活環境に応じて一定のルールを設けながら、子ども・若者を中心に利用いただいています。 いただいたご意見については第4章 施策の展開 基本目標2 快適さと美しさが調和する住みよいまち 公共施設の適切な維持管理や公園・緑地等の植栽の適切な整備・管理に関する今後の施策の展開や取組の参考とさせていただきます。
1 2	第4章 施策の展開 基本目標2 快適さと美しさが調和する住みよいまち	P.68 コラム PFAS への対応 国はよいので、調布市の現状、調査結果を伝えたほうがよい。今後どのように対応するのか、市民は知りたい、具体策はどうか、	PFAS に関する市の管理する防災井戸などの PFAS の水質検査の結果については毎年発行している調布市環境白書の他、市ホームページなどで公表しています。検査結果等については毎年、変わるため環境白書等をご覧ください。

No	項目	御意見の内容	市の考え方
1 3	第4章 施策の展開 基本目標3 ゼロカーボンシティが実現するまち	意見① EV 普及促進策における助成の公平性について【該当箇所】基本目標3「ゼロカーボンシティが実現するまち」、施策 3-1「二酸化炭素排出の削減」の主な取組「EV（電気自動車）の普及促進」【意見・問題提起】現在の電気自動車（EV）の車両価格は、軽EVでも300万円前後、乗用EVは500万円以上が主流です。購入補助金を交付した場合、その恩恵は主に高所得層に集中し、環境施策の名目のもとで実質的に逆進的な所得再分配が行われる結果となります。脱炭素社会の実現は市民全体で共有すべき目標ですが、その実現手段が特定の所得層のみを利する構造となることは、公平性・公正性の観点から問題があると考えます。【提案】・EV 個人購入補助よりも、公共交通の充実・コミュニティサイクルの拡充など、低所得層を含む全市民が等しく恩恵を受けられる移動手段の脱炭素化施策を優先的に位置づけること。・EV 導入支援を行う場合は、カーシェアリング事業者や法人（事業用車両の転換）に絞ることで、より広い市民が間接的にその恩恵を享受できる仕組みを検討すること。	国や東京都が実施するEV（電気自動車）の普及促進のための補助金の交付目的はEVの普及による環境負荷低減としておりますが、いただいたご意見については今後の市で実施するEV（電気自動車）の普及促進や交通の脱炭素化に係る施策や取組の参考とさせていただきます。
1 4	第4章 施策の展開 基本目標3 ゼロカーボンシティが実現するまち	意見② 次世代太陽電池の積極導入について【該当箇所】基本目標3「ゼロカーボンシティが実現するまち」、施策 3-1「二酸化炭素排出の削減」の②「再生可能エネルギーの導入拡大」および調布市での取組「公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業」【意見・問題提起】本計画では太陽光発	再生可能エネルギーの導入拡大に係る施策において、公共施設における再エネの導入拡大の取組の一つとして、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする「次世代型太陽電池の活用」の検討・推進を主な事業として位置付けており、「次世代太陽電池（ペロブスカイト型等）の試験導入・実証」や「壁面・窓面・駐輪場屋根等への発電設備設置の可能性を調査・検討

No	項目	御意見の内容	市の考え方
	まち	<p>電の導入拡大が掲げられていますが、現行の記載は従来型の結晶シリコン系太陽光パネルを前提としているように見受けられます。一方、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池は、国内外で量産体制の確立が目前に迫っており、以下の点で従来型を大きく凌ぐ可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽量・薄型・フレキシブルで、ビルの壁面・窓面・カーポート・曲面屋根など、従来パネルでは設置困難な箇所への適用が可能</li> <li>・ 曇天・低照度条件での発電効率が優れており、都市部の設置環境に適している</li> <li>・ 製造コストの大幅な低減が見込まれ、普及加速による市民への恩恵が期待できる</li> </ul> <p>本計画の計画期間は令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度の 10 年間であり、その後半においては次世代太陽電池が実用の主流となっている可能性が高いと考えられます。現時点でその視点を計画に盛り込まなければ、計画が時代の変化に対応できなくなる恐れがあります。【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間の後半（令和 12～17 年度頃）を見据え、次世代太陽電池（ペロブスカイト型等）の試験導入・実証を計画本文に明記すること。</li> <li>・ 「公共施設の屋根貸し」にとどまらず、壁面・窓面・駐輪場屋根等への発電設備設置の可能性を調査・検討する条項を設けること。</li> <li>・ 次世代太陽電池に関する技術動向のモニタリングを環境白書等で定期的に報告する仕組みを設けること。</li> </ul> <p>以上 2 点について、計画案の改善・補強をお願いいたします。調布市</p>	<p>する」ことも含んでいます。次世代太陽電池に関する技術動向については引き続き注視していきます。</p>

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		が真に公平で時代に即した環境施策を推進されることを期待しております。	
15	第4章 施策の展開 基本目標4 資源循環により環境負荷を低減するまち	調布にはうれしい事に雑木林や屋敷林が多く残されています。また個人でも庭を有する家が多く見受けられます。個人宅から出る枝・草は燃えるゴミに出します。雑木林でも保全活動をしているとどうしても間伐材や刈草が出ます。市が行っている雑木林や公園での保全活動でもかなりの間伐材や剪定枝が出ています（カシナガ被害もありました）。全て足すとかなりの量になると想像できます。それらのものはどうなっているのか？恐らく燃やされるか産廃になるか。チップ化されているものもあるとは思いますが、これらの材や剪定枝の資源化や有効活用についても記載し、計画化してほしい（木は燃やしてもCO2循環とみなされるのかもしれませんが）	木材や剪定枝の処理に関する資源化・有効活用についてのご意見は第4章基本目標4 施策の方針 4-1 3R の推進による資源循環 施策② 資源化の推進(P90)の一つとして今後の施策の展開や取組の参考とさせていただきます。
16	第4章 施策の展開 基本目標5 学び合い行動し合う共創のまち	P.96 子どもたちへの啓発と行動促進 学校との協力が難しい。子ども向けのチラシの配布もできない、今年、スクールを活用して産線ウォークをアナウンスしたが、あまり子どもたちの参加がなかった。年年参加者が減少している。イベントが重なることもあるが、小学校の子どもたちへのイベント紹介を工夫すべきで連携が必要である。子ども向け広報の充実とあるが、具体的にどうするのか？ 地域や活動団体が行っているイベント周知や教育委員会への周知等を検討すべきである。子どもが未来の環境	・P96 未来の環境を担うこどもたちへの啓発と行動促進は市としても重要な施策であると捉えています。学校や教育委員会との連携した広報をはじめ効果的な手法による広報の具体的方法を検討していきます。

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		<p>を担うことは明らかでもあり、主体となって欲しい。</p> <p>P.106 市民同士が環境について協議する場を設けるために、行政も努力して欲しい。</p>	<p>・P106 これまでも市民団体との協働のもと環境について意見交換などを行う場を設けてきたところです。引き続き、市民同士が環境について考え、協議し、さらに活発に意見交換ができる場の設定を検討します。</p>
17	第6章 計画の推進体制	<p>・推進体制ですが、ちょうふ環境市民会議の役員体制が高齢化や人材不足から補強必要と思います。また、関連部署との連携強化が必要かと思われます。現在の体制では、農業委員会の役員、農政協議会や農業経営者クラブや事業者（鹿島建設や林建設など地元事業者）や学識者（農業高校神代農場代表や経験者など）、環境保全審議会の役員も不在です。（「連携」という表現が「調布市」とだけ繋がっています。） ・農業委員会、農業経営者クラブ、農政協議会は、環境との関りに占める部分は大きいと思いますが、推進体制に入れたほうが良いと思います。農政課が頑張ってくれているとは思いますが、人不足で、マルシェと農業まつりと市民農園で手いっぱいでしょうか？ ・調布市環境保全審議会は、役員の長期にわたり赴任されていてご苦労されているようです。高齢化も重なり問題になってますし、特に事業者の交代をしてあげてください。10年以上担当されているようなので、最長10年の規定を設けるなどしたほうが良いと思います。（市長や役所幹部の方も良い業務を進めていただき感謝しておりますが、一般</p>	<p>推進体制に記載のちょうふ環境市民会議については市の環境施策を進めるうえで、多大なる御協力をいただいております。引き続き、計画推進にあたり連携していきます。いただいたご意見については、計画の推進の参考とさせていただきます。</p>

No	項目	御意見の内容	市の考え方
		企業では同じ部署には 5 年以上はいられません。業務内容は変わらず部署異動を仕組み化し、長くて同じ部署に 10 年だと思います。(しっかり政策を継承できる仕組みも必要ですが。)	
18	その他, 計画全体について	調布の自然を守り伝えていくための計画で多くの事項が網羅され、計画策定のご苦労が察せられます。ただ、計画がいくら素晴らしいとしても、大切なのはそれを推進し実現する事だと思います。前回の基本計画の後、実行計画が出されるのかと思っていましたが出ませんでした。恐らく各部署各団体が個別で推進したという事なのでしょうがなかなか見えてきません。誰が(どこが)何をするのか良く分かりません。ついては、計画は市役所サイドが携わるが、推進・実行を行う部署を新たに設けてはいかがですか。例えば、三鷹市の創造協会や世田谷の NPO など、市と密接にかかわりながら事業を進めています。恐らく少ない人数で日々の業務に追われておられる市役所の職員さんだけでは、この膨大な計画を実行するのは不可能です。色々な市民団体や関係機関、民間企業に委託するにも、それを取りまとめる事すら難しい。各章に記載された「課題」を次期見直し時までには解決するには、それをどう進めるのかの実行計画が必要です。この基本計画にはその実際のプロセスが見えてきません。	多様な主体の活用については基本目標 5 にも位置付け、様々な主体と連携して取組を推進していくこととしています。いただいたご意見については、計画の推進の参考とさせていただきます。